

## 佐賀県告示第 291 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 2 年 11 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 施行者の名称

鳥栖市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

### 3 事業施行期間

昭和 50 年 3 月 31 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和 50 年佐賀県告示第 201 号、昭和 57 年佐賀県告示第 209 号、昭和 61 年佐賀県告示第 475 号、平成 3 年佐賀県告示第 517 号、平成 4 年佐賀県告示第 375 号、平成 6 年佐賀県告示第 728 号、平成 8 年佐賀県告示第 382 号、平成 12 年佐賀県告示第 645 号、平成 15 年佐賀県告示第 123 号、平成 17 年佐賀県告示第 215 号、平成 20 年佐賀県告示第 198 号、平成 25 年佐賀県告示第 361 号、平成 29 年佐賀県告示第 6 号及び平成 30 年佐賀県告示第 272 号の事業地のうち、鳥栖市真木町字今川地内における事業地を変更する。

#### (2) 使用の部分

昭和 50 年佐賀県告示第 201 号、昭和 57 年佐賀県告示第 209 号、昭和 61 年佐賀県告示第 475 号、平成 3 年佐賀県告示第 517 号、平成 4 年佐賀県告示第 375 号、平成 6 年佐賀県告示第 728 号、平成 8 年佐賀県告示第 382 号、平成 12 年佐賀県告示第 645 号、平成 15 年佐賀県告示第 123 号、平成 17

年佐賀県告示第 215 号、平成 20 年佐賀県告示第 198 号、平成 25 年佐賀県告示第 361 号、平成 29 年佐賀県告示第 6 号及び平成 30 年佐賀県告示第 272 号の事業地のうち、鳥栖市真木町字今川地内における事業地を変更する。